

裁判官、一步踏み出しましょう！

弁護士 長谷川 彰



元裁判官の司法権力批判

最近相次いで元裁判官が、裁判官について批判的な著書を著しています。一つは、瀬木比呂志氏の「絶望の裁判所」であり、もう一つは、森炎氏の「司法権力の内幕」です。両著者の経歴からは接点がうかがえないにもかかわらず、異口同音に、現在の裁判官の多くが「精神的な収容所」にいる、「司法権力の囚われ人」だと捉えていることには驚きました。

このような批判は、日本の裁判所の制度が、最高裁長官を頂点とするピラミッド型ヒエラルキーであり、最高裁事務総局が、裁判官を牛耳っている点に向けられているようです。

司法官僚制の下で

組織としては、このようなピラミッド型ですが、サラリーマンが、一つでも上の地位へ進みたいという出世競争を繰り返していることが多いのと比較すると、必ずしも裁判官は、最高裁長官や最高裁判事もしくは高等裁判所長官を目指して出世競争を行っているわけではなさそうです。それよりも、個々の裁判官に最も関心があるのは「任地」だそうです。つまり、裁判官にとって、自分がどこで仕事をするのかということは非常に大事なことです。家族との生活のこと、親の介護のこともありますし、大都会の裁判所で、多種多様な事件を取り扱いたいということもあるでしょう。要するに誰もが自分の働きたいところで、いい仕事がしたいと思っているのです。また、判決によって人の人生を左右するという重大な職務から来るストレスの大きな仕事であり、ベテラン裁判官にとっても長期の単身赴任はきついというのが本音だと思います。

その任地を決めているのは、最高裁事務総局です。自分の希望をかなえるため、最高裁事務総局の意向を考えざるを得ない、最高裁の顔色を見ながら裁判をするという傾向がどうしても出てくるといわれています。

一步踏み出す勇氣

先日京都弁護士会が開催した「法曹一元シンポジウム」でも、任地の話が出ました。警察や国の公安関係の事件で、国家賠償請求を認める判決を書いた裁判官が、その後辺鄙な場所にある裁判所へ転勤させられたということです。

このシンポジウムに参加された元裁判官は、3,000人しかいない裁判官のなかで、評価する側と評価される側があって、任地や俸給が決まるという社会であるから、若い裁判官が、これからそのような社会で30年、40年と生活していこうと思うと、自ずからその社会の価値観を身につけていかざるを得ないとおっしゃっていました。また、最高裁の判例に従わなければならないという圧力がものすごくかかるし、最高裁の判例がない事案では、最高裁だったらどのような判断をするかを考えて裁判しろといわれるともおっしゃっていました。憲法には「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される」と規定されていますが、実際には、最高裁の意向にしたがって裁判をしているということになります。

そうではなく、裁判官が、良心に従って判決をするには、相当な覚悟がいるようですが、その場合でも、二歩踏み出してしまうと、あの人は変わり者だという評価しか得られず、他の裁判官を納得させることができないので、一步踏み出すことで止めておかなければならないというのです。

どの裁判官にも、国民の人権を守るために、ここぞというときには、この一步を踏み出すことを躊躇して欲しくないと思います。

国民の権利を守る最後の砦として

先日、仕組債の事件を担当した裁判官が、仕組債自体を公序良俗に違反する商品であるとして無効と判断すると、証券会社は仕組債を売ることができなくなるが、そのような大きな影響のある判決は自分には書けないという趣旨の発言をされたと聞きました。しかし、当該事案でその仕組債が公序良俗に反する賭博性のある商品だという心証を抱いたのであれば、そのことを真正面から指摘し、市場から排斥することこそが、国民の財産権を守ることであり、司法にはそのような毅然とした対応が求められているのだと思います。

特に、行政訴訟や国家賠償請求訴訟では、権力のチェック機能を司法が求められているのであり、最高裁や時の政府の意向にとらわれることなく、良心に従い、憲法と法律に照らして判断し、一步踏み出してでも国民の権利を守るのだという気概をもって、裁判を行ってほしいと思います。